

中小テナントビル低炭素パートナーシップ設置要綱

(決定) 平成27年4月1日 27環地地第4号

(改定) 平成28年11月15日 28環地地第249号

(廃止) 平成30年3月30日 29環地地第613号

(目的)

第1条 中小規模事業所におけるエネルギー消費及びCO₂排出の起源の多くを占めるテナントビルの省エネルギー・低炭素化を推進するためには、省エネルギー対策に積極的に取り組み、かつCO₂排出量の少ない低炭素なビルが、不動産市場において適正に評価される社会を構築していくことが必要である。この実現に向けては、不動産仲介事業者等を介してビルオーナーやテナント入居希望者に対して中小テナントビル低炭素化施策（東京都が実施する施策のうち、カーボンレポート等低炭素型中小テナントビルの適正評価構築に寄与するものをいう。以下同じ。）を周知していくことが重要である。このため、中小テナントビル低炭素化施策に賛同する民間事業者と東京都とが協力して当該施策の普及推進を図る「中小テナントビル低炭素パートナーシップ」（以下「パートナーシップ」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) テナント等事業者 建築物の全部又は一部を賃借権その他の権限に基づき事務所、営業所等として使用して事業活動を行う者
- (2) 中小テナントビル テナント等事業者が存在する建築物のうち、不動産登記法（平成16年法律第123号）第2条第9号に規定する登記簿において、建物の構造が2階建以上で記録され、かつ、前年度の原油換算エネルギー使用量（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成13年東京都規則第34号）第4条第1項の原油換算エネルギー使用量をいう。）が1,500k1未満のもの（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）第5条の7第8号に規定する指定地球温暖化対策事業所として指定されているものを除く。）
- (3) カーボンレポート 東京都地球温暖化対策指針（平成21年東京都告示第989号）第2編第4 5に基づく地球温暖化の対策の取組状況を表示する書面

(組織)

第3条 パートナーシップは、東京都及びパートナー（環境局長が選任した中小テナントビル低炭素化施策の普及に協力する個人又は団体をいう。以下同じ。）によって組織する。

2 パートナーシップの活動期間は、平成31年3月31日までとする。

(パートナーの活動)

第4条 パートナーは、第1条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 中小テナントビル低炭素化施策の普及への協力及び助言
- (2) 次条に定める連絡会への参加及び活動状況の報告等
- (3) 第5条に定めるセミナーへの参加及び協力
- (4) その他中小テナントビル低炭素化施策の普及に資する活動

2 都は、パートナーが前項の活動を行うに当たっては、その自主性を尊重するものとする。

(連絡会の招集等)

第5条 パートナーシップは、東京都及びパートナーの活動状況の報告、意見交換等を行うため、定期的に、パートナーシップ連絡会（以下「連絡会」という。）を開催する。

2 連絡会は、環境局地球環境エネルギー部長が招集する。

3 環境局地球環境エネルギー部長は、必要に応じて、関係者等の連絡会への出席を認めることができる。

(連絡会の公開)

第6条 連絡会は公開で行うものとする。

(議事録及び会議資料)

第7条 連絡会ごとに議事録を作成することとする。

2 議事録は公開とする。ただし、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号）第7条各号に掲げる非開示情報に該当する部分については、非公開とすることができる。

3 前項ただし書に基づく非公開は、その根拠を明らかにすることとする。

4 前2項の規定は、連絡会資料等について準用する。

(セミナーの開催)

第8条 パートナーシップは、定期的に、中小テナントビル低炭素化施策に関するセミナー（以下「セミナー」という。）を開催する。

2 セミナーは、公開で行うものとする。

(経費の分担)

第9条 パートナーシップの運営に係る経費の分担は、別途東京都とパートナーとの間で協議し決定する。

(謝金の支払)

第10条 東京都の外部講師謝金支払基準（昭和46年4月1日付46東職研第153号）に基づき、パートナーへ謝金を支払うことができる。

(庶務)

第11条 パートナーシップの運営に関する庶務は、環境局地球環境エネルギー部地域エネルギー課において処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、パートナーシップの活動及び連絡会の開催に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則 (平成27年4月1日 27環地地第4号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年11月15日 28環地地第249号)

この要綱は、平成28年11月15日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日 29環地地第613号)

この要綱は、平成30年3月30日に廃止する。